

八ッ場ダム住民訴訟通信-111

2015年8月10日発行

霞ヶ浦導水裁判「不当判決」

県民への負荷・・・司法は「あとは野となれ山となれ」

7月17日、水戸地裁は、霞ヶ浦導水事業の工事差し止めを求める那珂川漁協をはじめ栃木・茨城4漁協の訴えを「原告らの訴えのすべてを棄却する」と斥けました。

同裁判の焦点は、那珂川と霞ヶ浦の水をやりとりすることにより漁業被害が出るか否かにありました。漁協側の訴えは、漁業権の侵害というリアルな差し止め訴訟(物権的妨害予防請求権)ですから、八ッ場ダム裁判などの住民訴訟と比較して勝訴の可能性が高く、期待されていました。しかし、日下部克通裁判長は「原告は漁獲の量・質の低下を訴えるが、それを立証するには不十分」と切り捨てました。

公共事業の差し止め裁判の難しさは事業を行うことが前提にあり、原告はその前提を覆すほどの損害、あるいは無意味さを立証しなければなりません。被告は原告の主張は「真偽不明」に持ち込めばいいのですから、おのずとハードルが上がってしまうのです。

少々のごことは我慢せい。

お上(行政)を見て民を見ない。官僚に堕ちた裁判官の無定見&非情。

原告側の主張の要旨は…

- 1 那珂川の流量の変化により、魚類の生息環境が悪化する。
- 2 取水口に鮎の仔魚が吸い込まれる。
- 3 霞ヶ浦の水が入ることによって那珂川の水質が悪化する。
- 4 那珂川の水を霞ヶ浦に入れても霞ヶ浦は浄化しない。
- 5 茨城県はもとより首都圏の水は余っており、これ以上の水はいらない。と、科学的な立証を重ねてきました。対して国(事業者)側は「手は打つ」「大丈夫」と言うだけ。裁判の当事者でありながら“高みの見物”を決め込んできました。

こうした裁判の過程を踏みながら、日下部判決は…

- 1・2 想定される被害の防止措置は一応講じられている。
- 3・4 霞が浦、桜川及び千波湖を安定的に浄化する。
- 5 都市用水等水利権確保の必要を満たす。など、被告の主張を丸飲みし、以下のように結びました。

…本件工事の施工ないし本件事業の運用開始が一般社会生活上の受忍すべき限度を超える違法なもので、本件差止請求を許すべきまでのものとはいうことができない(要約)。

ようするに「原告らの主張は取るに足らない利益だ。公共の利益を考えれば保護する必要性は薄い」と言っただけなのです。

では、公共の利益は本当にあるのか。

現実をみれば判決そのものが公共の利益を損ねている。

那珂川の漁業者に「受忍せよ」と突き放すに値する公共の利益とは何でしょう。

■霞ヶ浦は本当に浄化するのか？。

霞ヶ浦など湖沼 A 類型の環境基準は COD3mg/l です。霞ヶ浦の現状の値は 7~8mg/l。しかし導水事業による浄化効果は 0.8mg/l 下げる。という目を疑うような数値です。この誤差の内というにも笑止千萬元の効果は公共の利益とは言えないでしょう。

■都市用水等の水利権確保の必要を満たす???

話になりません。すでに茨城県は日量約 100 万トンの水余り。東京・千葉・埼玉も同様の水余りにアップアップの状態です。

このあと襲うのは公共の利益ならぬ“公共の被害”です。茨城県でいえば責任引取水の実施です。これを公共の利益と言って漁業者を黙らせるとは司法の敗北を意味します。

日下部裁判長閣下、あなたは水戸市にお住まいですか。お宅の水道料金がどれほど上がるか考えたことがありますか。奥様のご意見を是非お聞きください。

賞賛！ひたちなか市。

自治体として独自の水道政策を策定。

八ッ場ダムも霞ヶ浦導水も国が止める。県が撤退する。これが一番ですが、最終の水道事業者である市町村あるいは広域事業団が拒否すれば、開発水量も事業費も持って行きどころがなくなり中止せざるを得なくなります。ところがこれまで、国の傲慢さはもちろん、県も市町村も自治体としての自律を放棄し、ひたすら上の顔色を伺い、責任引取水が惹き起すであろう膨大な水道料金の値上げから目をそむけてきました。

立ち上がった自治体があります。ひたちなか市です。同市は将来の水道事業の在り方を住民の立場から見直し、パブリックコメントを経て策定しました。

見直しの発端は3.11による水道施設の被害にありました。同市の保有水源は当時も今も以下のようになります。

表流水(那珂川)…38,000 トン/日

地下水…9,800 トン/日(最大能力：20,580 トン/日)

県営水道(契約水量)…10,949 トン/日

合 計：58,846 トン/日(最大能力：69,629 トン/日)

東日本大震災は浄水施設の中核となる那珂川の上坪浄水場に壊滅的な打撃を与えました。同浄水場の応急的な復旧は2週間かかり、県水の復活には1週間かかりました。その間4日間の停電で復旧した地下水をフル稼働。断水から住民をかろうじて守ったといわれます。

そして4年、応急的な対応から将来を見据えた水道事業の策定に着手しました。

ポイントは、県営水道へ全面切り替え＝責任引取水か。現状水源の完全復旧か。

茨城県の水道政策(マスタープラン)の根本は、市町村の保有水源を切り捨て、県営水道への切り替えにあります。そのため硬軟ふたつの手法を用います。硬は過大な契約水量の押し付け。軟の方は市町村水道の老朽化を待って補助金を出さず県営水道へ切り替えざるを得なくする手法です。ですから、ひたちなか市の場合は、普通なら県営水道への全面切り替えになります。現に利根町は浄水場の老朽化を理由に県営水道に切り替えています。

ひたちなか市は住民のために決断しました。当たり前のことですが、減少する水需要と浄水場の新築・改築費、水道料金を含めた費用の比較。そしてリスク分散です。現状の完全復旧とは、主力の上坪浄水場の新築(耐震構造)と、老朽化した地下水用の阿字ヶ浦浄水場と十三奉行浄水場を県営水道の上ヶ砂配水場への統合です。費用比較は以下になります。

※県営水道の供給料金は現状維持として20年間

現状の3水源活用で上坪浄水場更新……………約780億円

全面的な県営水道＝責任引取水への移行……………約1030億円

今後20年間で250億円の差

現状の3水源活用には上坪浄水場などの建設・改築費142億円を含んでのことですから、責任引取水の費用負担がいかに大きなものであるか分かります。県の圧力に屈せず住民のために決断した「ひたちなか市」を、他の市町村も見習ってほしいものです。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768